

第2回
地方分権改革の推進に向けた研究会

資料1

事務局説明資料

第1回研究会（R1.12.17）の振り返り

- 事務局がお示しした着眼点の中でも、「従うべき基準の廃止をはじめとした自治立法の推進」、「計画策定など事実上の義務付け・枠付け見直し」、「法令等の制定過程へのチェック機能強化」の点に関し重点化した議論を求める御意見が多数寄せられた。

第1回研究会における主な御意見（以下論点に関し）

論点1 「従うべき基準の廃止をはじめとした自治立法の推進」

- ・ 「自ら治める」という自治の考え方を浸透させていくことが重要。そのための典型的分野である自治立法を議論の中心にするべき。
- ・ 従うべき基準の廃止を含め、これからは制度をつくることも、地方の役割として位置づけていくことが重要。
- ・ 国に求めるばかりでなく、地方でコンセンサスをとればよいものは、自主的に地方で責任をもって対処していく気構えが必要。

論点2 「計画策定など事実上の義務付け・枠付け見直し」

- ・ 人口減少時代への備えとしても、過剰過密な法令は変えていかなければならない。計画策定など「柔らかな手法による統制」ともいうべき状況は、今後の大きな課題とすべき。

論点3 「法令等の制定過程へのチェック機能強化」

- ・ 地方が責任をもって仕事をしていく上で、国と地方はしっかり議論しないといけない。そういう意味で、地方が立法過程にしっかり関わる仕組みをつくっていくことが、今後最も重要。

①地方分権改革の経緯

第一次地方分権改革（平成5年～平成13年）

地方分権一括法の概要

- 平成12年に地方分権一括法（「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」）が施行。自治体を「国の下請け機関」とみなした機関委任事務が廃止され、国と地方の関係が「上下・主従」から「対等・協力」へと変化。

機関委任事務制度の廃止

- ・ 機関委任事務制度を廃止
- ・ 自治事務及び法定受託事務の事務区分の創設

国と地方公共団体の関係についての新たなルール

- ・ 国の関与の一般原則
（法定主義の原則、一般法主義の原則、公正透明の原則）
- ・ 国の関与の基本類型
- ・ 国の関与の手続ルール
（書面主義の原則、手続の公正、透明性の確保、事務処理の迅速性の確保）
- ・ 国地方係争処理委員会の設置

権限移譲の推進

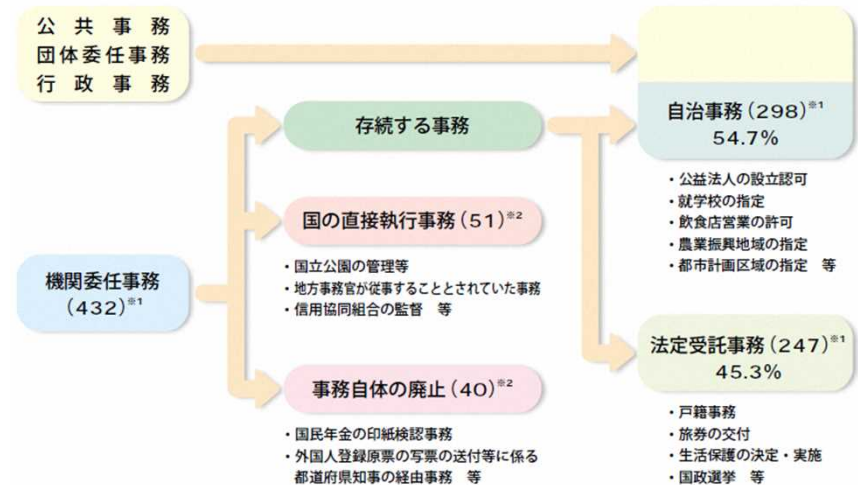
【国→都道府県】

- ・ 重要流域以外の流域内に存する民有林に係る保安林の指定・解除等
- ・ 国定公園の特別地域の指定等

【都道府県→市町村】

- ・ 都市計画の決定<政令指定都市へ>
（特に広域的な判断を要する都市計画を除く）
- ・ 犬の登録、鑑札の交付、注射済票の交付<市町村へ>

機関委任事務の廃止に伴う新たな事務の考え方



(注) 1. 地方分権一括法で改正された法律数 475本
2. ()内は法律本数であり、事務区分間で法律の重複があること等により相互に合計数は合わない。
※1: 地方分権一括法（本則）による改正法律のほか、同法による改正法律以外の法律を含む本数
※2: 地方分権一括法（本則）による改正法律の本数
3. 自治事務、法定受託事務の数値について
・ 自治事務 298÷(298+247)×100=54.7% (法定受託事務も同様に算定)
・ 機関委任事務のみの数値であり、公共事務、団体委任事務、行政事務の法律数は含まれない。

その他

- ・ 必置規制の見直し
（国が地方公共団体における組織や職の設置の義務付けを廃止・緩和）
- ・ 法定外目的税の創設、地方債許可制度の廃止

第二次地方分権改革（平成18年～）

■ ■ ■ 義務付け・枠付けの見直し ■ ■ ■

- 地方分権改革推進委員会の勧告等を踏まえ、自治事務のうち、法令により義務付け・枠付けをし、条例で自主的に定める余地を認めていない482法律10,057条項のうち、見直し対象（メルクマール非該当）の4,076条項について見直しを実施。その中で見直すべきとされた1,316条項に対して975条項の見直しが行われた。

実績

- ・ 施設・公物設置管理の基準……公営住宅の入居資格基準及び整備基準、道路の構造の技術的基準、保育所の設備及び運営に関する基準等
- ・ 協議、同意、許可・認可・承認……三大都市圏等における都道府県の都市計画決定に係る大臣同意協議の廃止等

■ ■ ■ 権限移譲 ■ ■ ■

- 国から地方への事務・権限の移譲等については、主に第4次一括法で実施。
- 都道府県から市町村への事務・権限の移譲等については、主に第2次～第4次一括法で実施。

実績

【国→地方】

- ・ 自家用有償旅客運送の登録・監査等
- ・ 直轄道路・河川に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施等

【都道府県→市町村】

- ・ 未熟児の訪問指導等
- ・ 三大都市圏の既成市街地等に係る用途地域等の都市計画決定

【都道府県→指定都市】

- ・ 県費負担教職員の給与等の負担、定数の決定、学級編成基準の決定
- ・ 病院の開設許可
- ・ 都市計画区域マスタープランの決定（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定）

■ ■ ■ 提案募集方式の導入 ■ ■ ■

- 平成26年から新たに「提案募集方式」が導入され、これまで事務・権限の移譲等を内容とする第5次地方分権一括法から第9次地方分権一括法までが成立した。

※ 提案総数…H26：953件、H27：334件、H28：303件、H29：311件、H30：319件、R1：301件

② 「従うべき基準」

「従うべき基準」の見直しに関する地方の声

○「従うべき基準」による支障事例を多くの自治体の実感しており、抜本的な見直しを求める声がある。

【地方分権改革推進本部(地方六団体)実施】支障事例アンケート調査(概要)

- 調査の趣旨 福祉分野において「従うべき基準」が存置されていることにより生じている具体的な支障事例を把握する。
- 調査の概要 (対象)全国の都道府県及び市区町村 (調査時期)平成28年12月
- 結果 1,788地方自治体のうち、1,736地方自治体より回答。

【支障事例(アンケート結果事例より要約)】

- ・ 保育士の配置について、幼稚園免許所有者など保育従事に必要なスキルを有している職員がいるにもかかわらず、保育士の有資格者でないため、資格基準を満たさず児童を受け入れることができない。
- ・ 児童発達支援センターにおいて、食事を外部搬入して効率化を図り、児童の障がい特性に応じた処遇改善に充てたいが、施設内調理が義務付けられているため実現できない。
- ・ 園舎から離れた場所に園庭があるため、保育所から幼保連携型認定こども園へ移行することができない。
- ・ 介護保険の小規模多機能型居宅介護サービスの利用に際し、居宅介護支援専門員が当該サービスの介護支援専門員を兼務できるよう職員配置基準を緩和してもらいたい。
- ・ 指定障害者支援事業の計画相談支援事業所において、相談支援専門員の人材確保と育成が急務となっているが、養成するまでに5年間かかるため、即戦力となる人材が確保できない。
- ・ 障害者向けグループホームを病院や入所施設と同一敷地内に建築し、連携を図ることで障害者支援につなげたいが、設備基準により設置できない。

【鳥取県実施】今後の地方分権改革に関する意見(概要)

- 調査の趣旨 今後の地方分権改革の方向性に関する意見を国に述べていくにあたり、都道府県の問題意識等を把握する。
- 調査の概要 (対象)全都道府県 (期間)令和2年1月
- 結果 鳥取県を除く46都道府県のうち、39都道府県より回答

【主な意見(照会結果から「従うべき基準」に関する意見を要約)】

- ・ 「従うべき基準」の見直しは、地方分権改革の本旨でもある。
- ・ 少子高齢化が進展する中、限られた資源を有効活用するためにも、「従うべき基準」の参酌化を大胆に進める必要があり、より重点的に取り組むべき。
- ・ 人口減少社会の進展を睨めば、全国一律の基準は、過剰投資を促す結果となるため不合理である。
- ・ 「従うべき基準」の制定前に、地方の意見が徴取・反映される仕組みを検討すべき。

「従うべき基準」について

第2次勧告(平成20年12月 地方分権改革推進委員会)

○ 施設・公物設置管理の基準について、原則として、次の順序で見直すべきと勧告。

※廃止には、単なる奨励に留めることを含む。

①全部廃止



②全部を条例委任又は条例による補正を許容



③一部を条例委任又は条例による補正を許容し、その他について、一般的・定性的な基準へ移行

第3次勧告(平成21年10月 地方分権改革推進委員会)

○ 施設・公物設置管理等の基準について、当該基準に係る規定を廃止するか、又は条例委任することを勧告。また、条例委任する場合の基準設定の類型として、下表3類型を提示。

○ なお、条例制定の余地が実質的に確保されるよう、条例の内容を直接的に拘束する基準等を設定することは真に必要な場合に限定されるべきであり、「従うべき基準」又は「標準」基準を国が設定する場合は、以下に限る。

【従うべき基準】

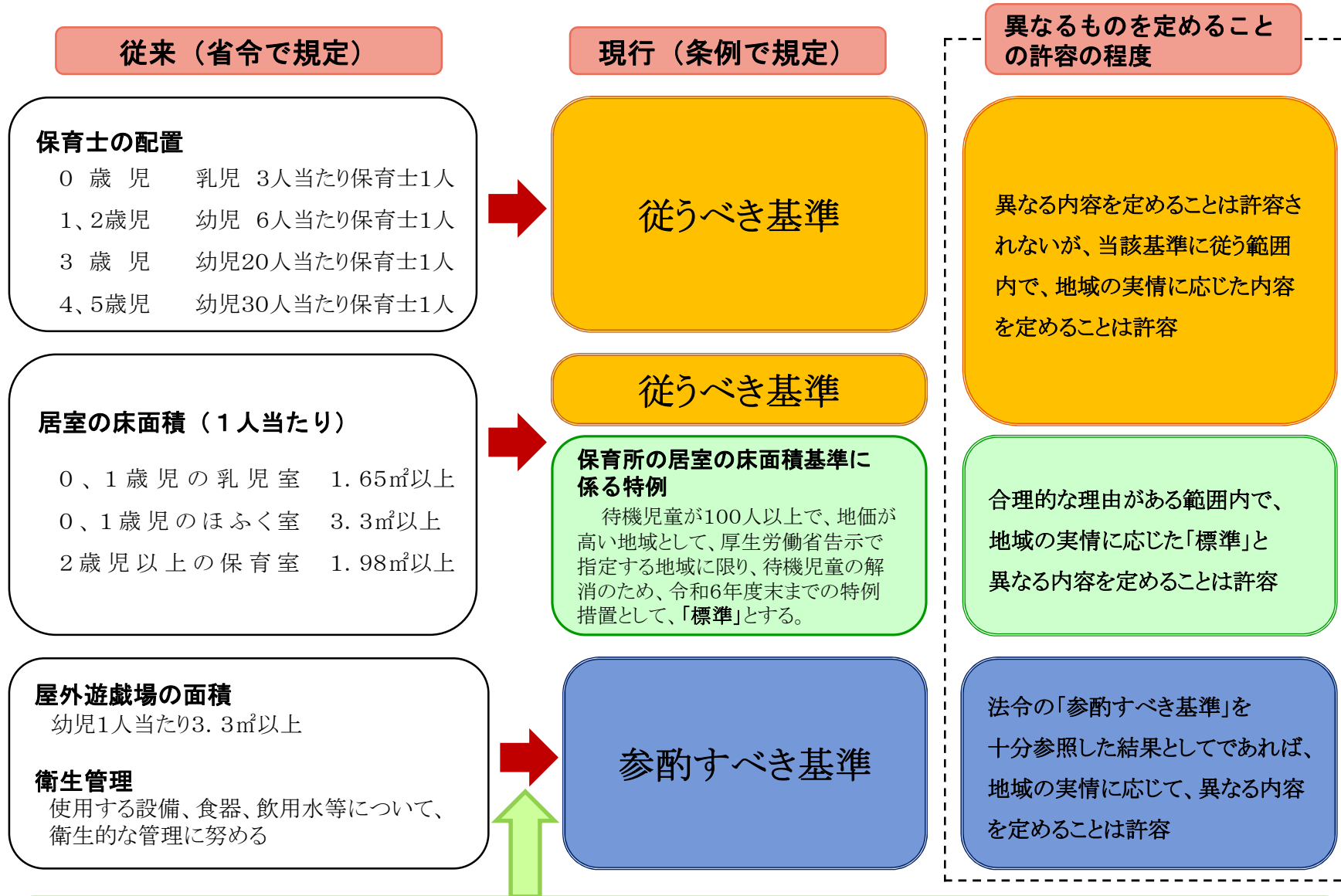
- ① 当該施設・公物の利用者の資格のうち的基本的な事項について特に「従うべき基準」を示す必要がある場合
- ② ①のほか、当該施設・公物の本来的な性格・機能等に係る基本的な枠組みを定める場合
- ③ 当該施設・公物において必要とされる民間共通の士業等の資格について特に「従うべき基準」を示す必要がある場合

【標準】

- ① 当該施設・公物について全国的見地から一定のサービス水準を維持するために利用者の数、施設・公物に配置する職員の数について特に「標準」を示す必要がある場合

	「参酌すべき基準」型	「標準」型	「従うべき基準」型
法的効果	十分参照しなければならない基準	通常よるべき基準	必ず適合しなければならない基準
許容の程度	十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容	合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることは許容	異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容
備考	参酌行為を行ったか否かに説明責任(行為規範) ⇒参酌行為を行わなかった場合は違法	「標準」と異なる内容について説明責任 ⇒合理的理由がない場合は違法	「従うべき基準」の範囲内であることについて説明責任 ⇒基準の範囲を超える場合は違法

保育所における「従うべき基準」(例)



○全国知事会『第二期地方分権改革』への提言(H19.7.25)において、保育所設備や職員配置などの基準設定の市町村移譲を提案。

○地方分権推進委員会第2次勧告、第3次勧告を経て、地方分権改革推進計画(H21.12月)で閣議決定された。

福祉分野における「従うべき基準」の現状

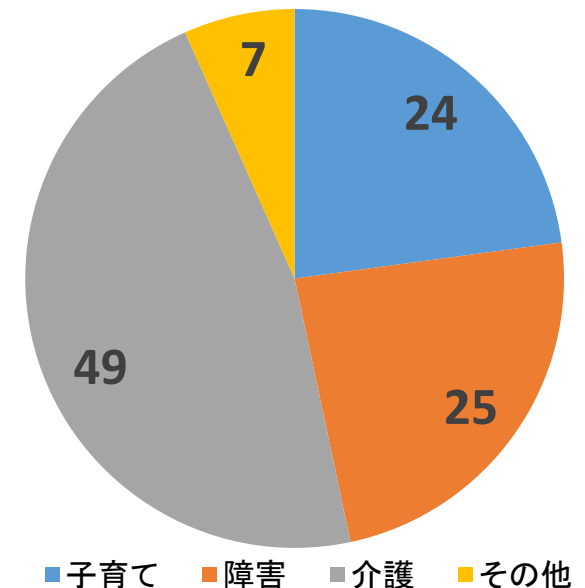
- 福祉分野において、「従うべき基準」を定める法令は30法令。(法律1件、法施行規則3件、府省令26件)
- 30法令において、職員資格、居室等面積など、105項目の「従うべき基準」が規定。
- サービス区分別では、介護分野における「従うべき基準」が最も多い。

※事務局調べ

基準別

「従うべき基準」を定める 法令の数		基準の内訳						基準 計
		職員 資格	職員 配置	居室 等 面積	人権 侵害 防止	法人 格の 有無	その 他	
子ども・子育て (保育所、こども園等)	8	5	5	4	6	1	3	24
福祉・介護 (障害者) (障害者支援施設等)	7	6	6	6	6	1	0	25
福祉・介護 (介護・高齢者) (介護老人保健施設等)	13	12	12	12	12	1	0	49
その他(福祉一般) (婦人保護施設等)	2	2	2	2	1	0	0	7
計	30 法令	25	25	24	25	3	3	105 項目


サービス区分別



単位:項目

なお残る課題（従うべき基準）

「従うべき基準」が未だ残されていることにより生じている支障例(1)

従うべき基準	<p>○ 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」</p> <p>保育所を利用している3歳未満児に食事(給食)を提供する場合は、当該保育所内で調理をする方法により提供しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>保育所を設置する場合は、調理員の確保や調理用設備などの整備が必要</p>
現状	幼稚園等から幼保連携型認定こども園への移行を目指す動きが出つつある。
問題点	<ul style="list-style-type: none">・施設の構造上、調理室を設置できない幼稚園では、幼保連携型認定こども園へ移行できない・自前の施設で食事を提供するには、非常にコストがかかり非効率
<p>調理室の設置義務を緩和し、3歳未満児への給食の外部搬入を可能とするよう基準緩和すべき</p> 	
期待される効果	<ul style="list-style-type: none">○ 食事提供の方法として、外部搬入方式が可能となれば、幼保連携型認定こども園への円滑な移行が期待される。○ コスト削減により、経営の効率化やサービス向上が図られる。

※なお、3歳以上児については、調理室は必置ではなく、外部搬入方式がすでに認められている。

なお残る課題（従うべき基準）

「従うべき基準」が未だ残されていることにより生じている支障例(2)

従 う べ き 基 準	<p>○ 「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」</p> <p>家庭的保育事業(※)を行う場合、保育者の病気・休暇等への備えや、3歳以降の保育継続性などを理由に、近隣の保育園・幼稚園等の「連携施設」を確保する必要がある。</p> <p>(※)地域型保育事業の一つ。民間事業者等の保育者が居宅等で、少人数の児童(対象は2歳以下)を預かるものであり、いわゆる「保育ママ」と呼ばれるもの。</p>
現 状	連携施設として位置付けられる保育園や幼稚園は既に定員を満たしてしまっている状況が多い。
問 題 点	<ul style="list-style-type: none">・連携施設として利用する児童の枠を確保することが困難。・連携施設を確保できない事業者が都市部を中心に多数発生


どのような施設が連携施設に相応しいかは、連携施設の有無も含めて、地方自治体が自ら設定できるようにすべき



期 待 さ れ る 効 果	<ul style="list-style-type: none">○ 事業者の参入や保護者による利用が促進されることで、待機児童の解消が図られる○ 女性の就労が可能となり、女性活躍の更なる促進に貢献できる
---------------------------------	--

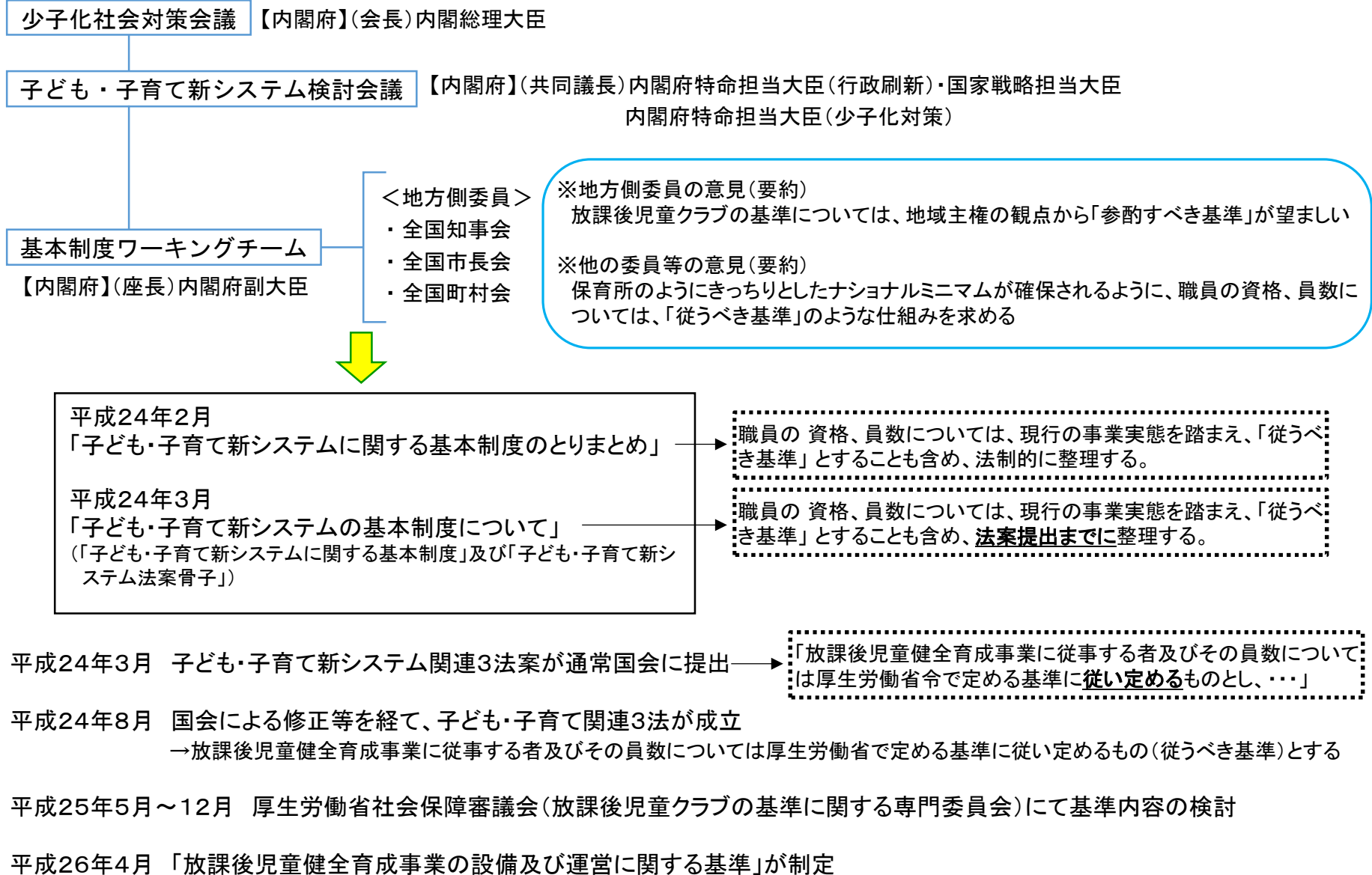
なお残る課題（従うべき基準）

「従うべき基準」が未だ残されていることにより生じている支障例(3)

従 う べ き 基 準	<p>○ 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」</p> <p>小規模多機能型居宅介護サービス事業(※)については、登録定員と利用定員に上限が設けられている。 (登録定員) 29人以下 (利用定員) 通い:18人以内、泊まり:9人以内</p> <p>(※)介護保険制度の地域密着型サービスの一つ。同一介護事業者が「通い」を中心に「訪問」や「泊まり」を一体的に提供することで、中重度となっても在宅での生活を継続できるよう支援するサービス。 (デイサービスとショートステイ、及び訪問ヘルパーを組み合わせたサービス)</p>
現 状	複数のサービスを柔軟に組み合わせながら利用できるメリットがあり、利用者は増加している。
問 題 点	<ul style="list-style-type: none">・登録定員の制限により、採算性の観点から新規事業者の参入が進まない。・利用定員の制限により、サービスを利用できないケースが発生している。
 <p>地方の判断で柔軟な対応ができるよう、登録定員と利用定員の基準を緩和すべき</p>	
期 待 さ れ る 効 果	<ul style="list-style-type: none">○ 事業者の採算性の向上につながることで、新規事業参入が促され、増加する介護需要への対応が可能となる。○ 「通い」や「泊まり」の制限なく安心して利用できるようになり、利用者への安定的なサービス提供が可能となる。

放課後児童クラブの「従うべき基準」①（設定経緯）

平成22年9月～平成24年1月



放課後児童クラブの「従うべき基準」②（参酌基準化の動き）

平成28年12月 福祉分野を中心に多用される「従うべき基準」の支障事例を調査

⇒ **放課後児童クラブの「従うべき基準」に関して多くの団体で支障あり（217自治体）**

【参考】放課後児童クラブの支援員の資格要件・配置要件に起因する支障の代表例

- ◎人材の確保が極めて困難。特に、高齢化の進んだ中山間地域において、放課後児童クラブの設置案があっても人材確保の面で頓挫。
- ◎利用児童の多い時間帯に多くの職員を配置して支援を手厚くしたいが、常時2人以上を限られた財源と人材の中で配置するため、児童40人の時間帯も児童1人の時間帯も同じ2人での運営。



執行三団体が共同提案（平成29年提案募集） ※ 平成29年 放課後児童クラブに関する提案 8件

平成29年度第2回 国と地方の協議の場
（平成29年10月26日開催）



全国知事会、全国市長会、全国町村会の各会長が見直しを求めた

第71回 提案募集検討専門部会
（平成30年5月11日開催）



地方側の代表も出席して集中審議を行った

○ 放課後児童クラブに係る「従うべき基準」等の見直し（第9次地方分権一括法 R1.5.31 成立）

※本改正は、基準の設定について市町村の裁量を確保し、主体的に地域の実情に応じたクラブの設置促進や適正な運営の確保に取り組めるようにするものであり、地方分権の下で子育て支援の充実が図られるものとして、その意義は大きい。

（第九次一括法の成立について（全国知事会・全国市長会・全国町村会 共同声明）より）

➔ **放課後児童クラブの支援員の配置及び資格に係る「従うべき基準」が「参酌すべき基準」に移行（R2.4.1～）**

放課後児童クラブの「従うべき基準」③（参酌基準化を受けた地方の動き）

新たな参酌基準の活用に関する自治体の声

- 一つの建物に2つの放課後児童クラブが入っている場合、認定資格者1名と補助員3名の体制として、人員配置を工夫して運営したい。
- 支援員の資格要件について、認定研修だけでなく、県や市町村が実施する独自研修を一定期間内に受講することにするなど、サービスの質を落とすことなく、柔軟化を図りたい。
- 近隣の保育所や公的施設と連携して、児童の安全確保策を講じた上で、「中規模のクラブでは支援員等の兼務を可能とする」、「小規模のクラブでは複数の補助員を配置した運営を可能とする」など、地域の実情にあった運営を行いたい。

【参考】既存の参酌基準を活用して住民ニーズに対応した自治体の事例

（1）支援単位の弾力化（省令基準第10条第4項）

省令基準では、一支援単位を構成する児童の数を
おおむね40人以下と規定

待機児童の減少を図るなどのため、一支援単位の
児童数について弾力化する規定

（条例規定事例）

- ・一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね50人以下とする。
- ・一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。
ただし、専用区画等、放課後児童支援員及び補助員の数その他の状況を考慮して、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

（2）面積基準の弾力的適用（省令基準第9条第2項）

省令基準では、専用区画の面積について児童一人当たり
おおむね1.65㎡以上と規定

需要増大時に対応するため、専用区画の面積基準について
弾力的に適用する規定

（条例規定事例）

- ・専用区画の面積は、児童一人につきおおむね1.3平方メートル以上でなければならない。
- ・専用区画の面積は、児童一人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。ただし、長期休暇時や保育の需要が増大したときは、その面積要件を緩和し、児童を受け入れることができる。

参酌基準化による独自基準を設けている例①

石川県金沢市、愛知県大口町 等

- 狭隘な道路等で自動車の通行に支障を及ぼす恐れがある場合、その他特別の必要がある場合に、案内標識及び警戒標識の寸法や文字の大きさを縮小可能に。
- 金沢市では、周辺環境に調和した道路標識を設置することで、より魅力的な沿道景観が形成できるとしており、ドライバーの走行安全性を確保しつつ、できるだけ標識の寸法を小さくしている。



案内標識の縮小例（金沢市）

福島県白河市、北海道当別町 等

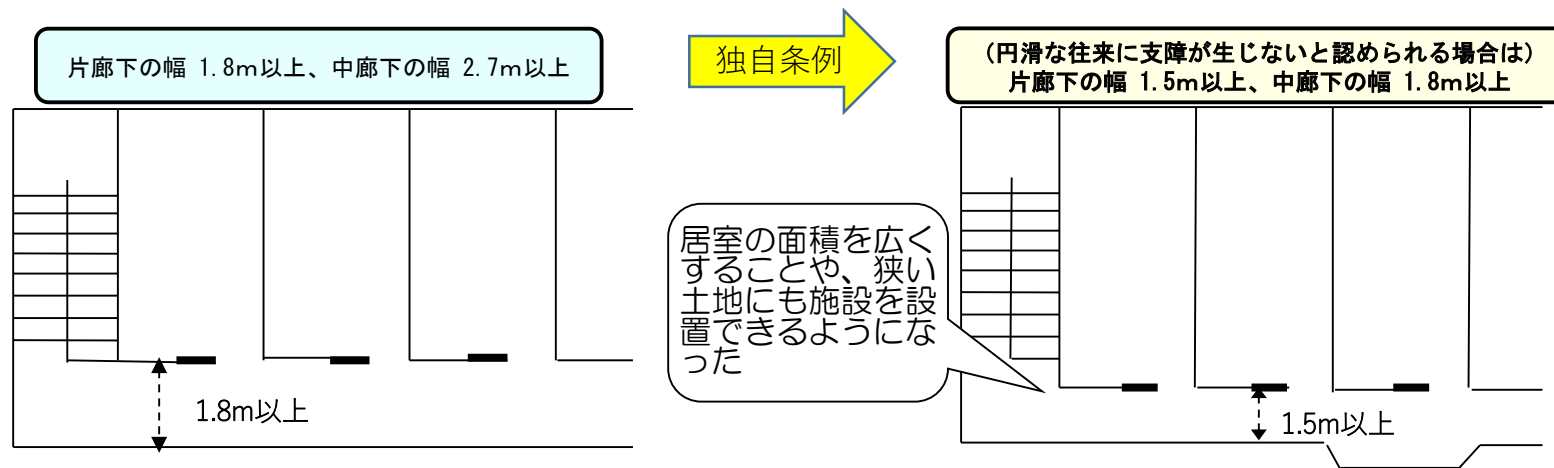
- 歩道の幅員を2.0m(国の基準)から1.5mまで縮小できるとし、歩道整備を促進。
- これにより、沿道に建物がある道路でも歩道の整備がしやすく。



参酌基準化による独自基準を設けている例②

千葉県等

- 特別養護老人ホームについて、廊下の幅は、片廊下(廊下の片側に居室等がある廊下)1.8m以上、中廊下(廊下の両側に居室等がある廊下)2.7m以上とされているが、片廊下は1.5m以上、中廊下は1.8m以上とするよう緩和。
- これにより狭い土地でも施設を作ることが可能に。



長野県飯田市

- 交差点において、国基準は5以上の道路を交差させてはならないが、既設交差点の改良の際、ラウンドアバウト(環状交差点)により交通の円滑化が図られる場合、例外的に交差可能である旨を規定。
- これにより、円滑な交通が期待される。

長野県飯田市東和町のラウンドアバウト (飯田市HPより引用)

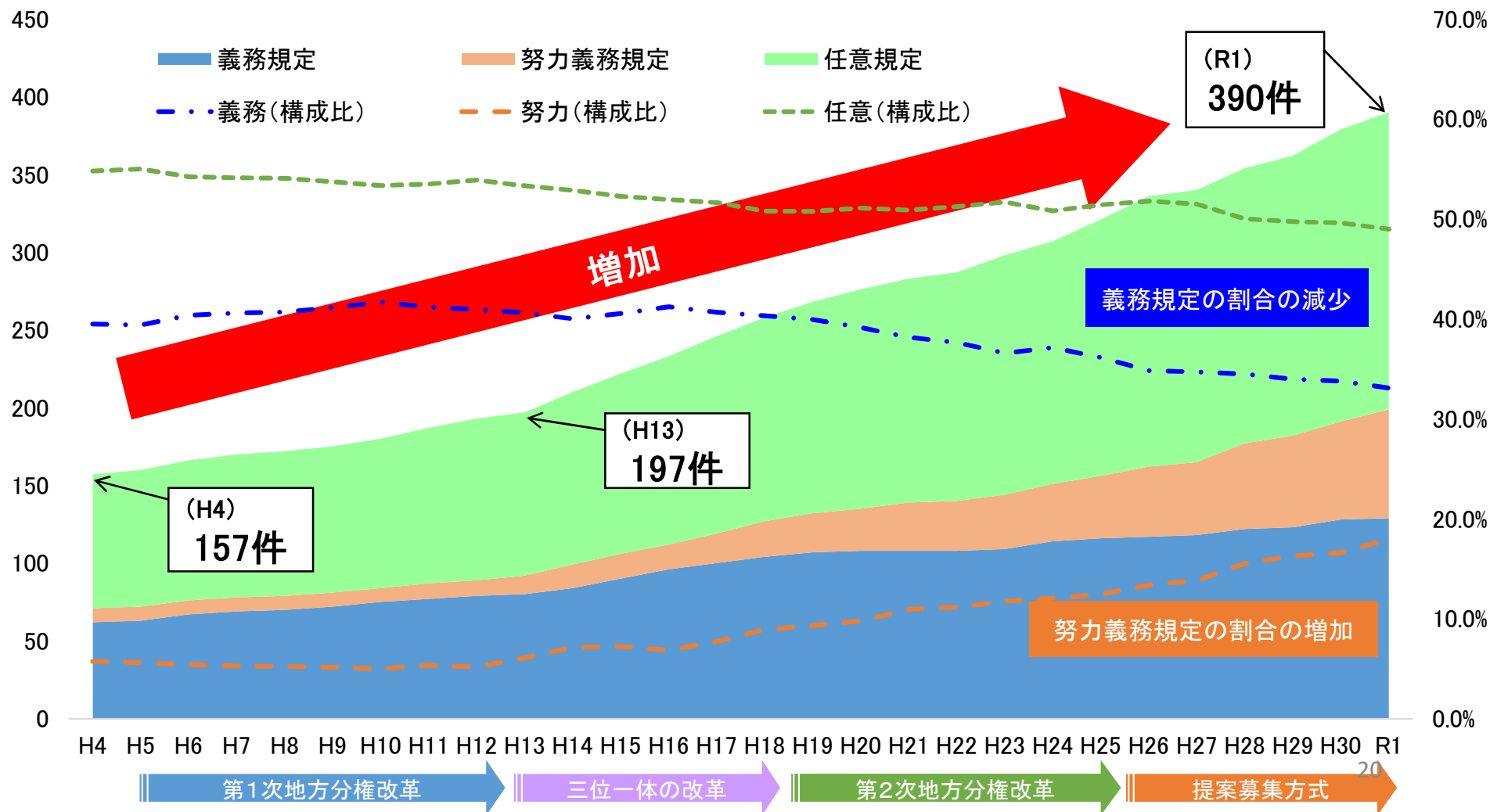


③計画策定等

計画策定等の現状①（経過）

- 263法律において、390件の計画等の策定が規定（H4年の157件から233件増加）
→策定主体別では、都道府県に293件、市町村に211件の計画策定等の規定が存在
- H10年代以降、計画策定等の規定が増加（H13年比で約2倍）
- 近年、「義務規定」の割合が減少するとともに、「努力義務規定」の割合が増加傾向

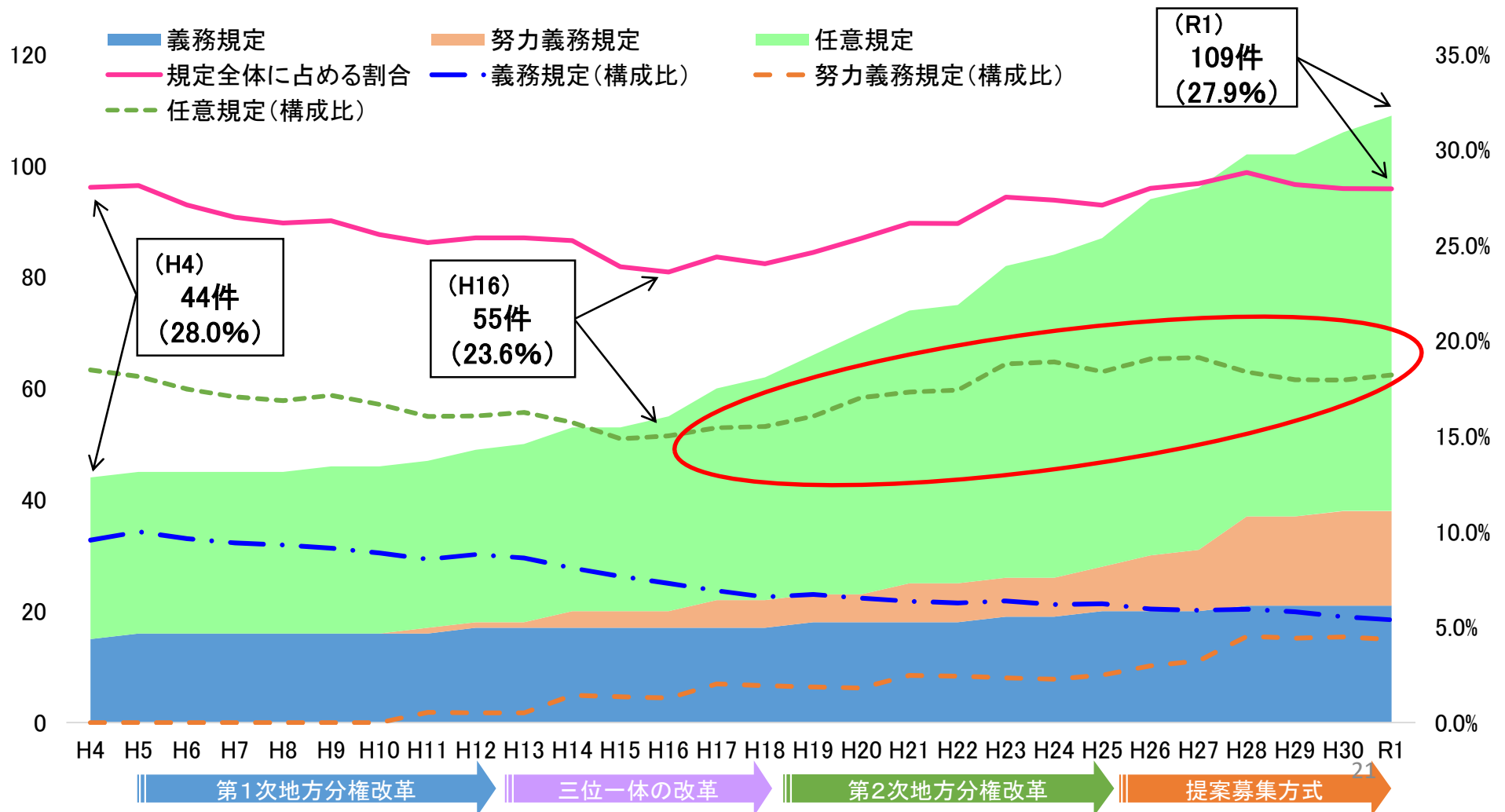
※事務局調べ



計画策定等の現状②（財政的インセンティブが措置されている計画等）

- 390件の計画等のうち、約28%（109件）の計画等が、国庫補助金等交付や地方債発行等にかかる要件とされている
→策定主体別では、都道府県が70件、市町村が78件
- 近年、「任意規定」におけるインセンティブが増加傾向。

※事務局調べ



計画等策定の主な類型

【計画策定等に対する地方の声】

- 国が定める基本指針等を踏まえて計画等を策定することとなっている場合が多い。計画等の記載項目や着眼点が誘導されるなど、地方の自主的政策判断が妨げられるケースもある。
- 努力義務(又は任意)規定であっても、様々な財政措置が紐づいており、事実上策定せざるを得ない計画も多い。人的リソースが乏しい自治体など、今後対応が困難となりかねない。

事例① 努力義務(又は任意)規定であるが、事実上、計画策定等が義務付けられている

- ・ 都道府県が計画等を策定しなければ、民間事業者等が国庫補助金の交付等を受けることができない

例: 都道府県果樹農業振興計画(果樹農業振興特別措置法)

- ・ 都道府県が計画等(大綱など)を策定しなければ、市町村が計画を策定することができない

例: 山村振興基本方針(山村振興法)

事例② 計画策定等が、補助金交付等財政措置の条件となっている

- ・ 計画等を策定しなければ、国庫補助金の交付を受けることができない

例: 消防広域化推進計画(消防組織法)、官民データ活用推進計画(官民データ活用推進基本法)

事例③ 国による計画策定等状況の公表が行われている

- ・ 国が計画策定等の状況をHPで公表している

例: 温室効果ガス排出削減等実行計画(地球温暖化対策推進法)、DV防止等支援基本計画(配偶者暴力防止法)

④立法過程への地方の関与

地方の意見提出権（概要）

意見具申権

地方六団体は、地方自治に影響を及ぼす法律又は政令その他の事項に関し、総務大臣を経由して内閣に対し意見を申し出、又は国会に意見提出することができるとされている。

一方、内閣は、地方六団体から意見の申出を受けたときは、遅滞なく回答するよう努めるものとし、当該意見が地方公共団体に対し新たに事務又は負担を義務付けると認められる国の施策の場合、遅滞なく回答することとされている。

【根拠条文】地方自治法第263条の3第2項～第4項
※ 平成5年 地方自治法改正（上段）
※ 平成11年 地方自治法改正（下段）

事前情報提供制度

各大臣は、地方公共団体に対し新たに事務又は負担を義務付けると認められる施策の立案をしようとする場合、地方六団体に対して当該施策の内容となるべき事項を知らせるために適切な措置を講じるものとする。

【根拠条文】地方自治法第263条の3第5項
※ 平成18年 地方自治法改正

意見する際の事前
情報提供を担保

これまでに2回、意見提出を行っている。

- ① 平成6年9月26日 「地方分権の推進に関する意見書—新時代の地方自治—」（地方六団体）
- ② 平成18年6月7日 「地方分権の推進に関する意見書—豊かな自治と新しい国のかたちを求めて—」（地方六団体）

<平成18年7月21日 地方六団体申出「地方分権の推進に関する意見」>

1. 分権改革の推進方策と分権改革への地方の参画
提言1 「新地方分権推進法」の制定 ～今、改めて、国民・国会の力で分権を
提言2 「地方行財政会議」の設置 ～「国と地方の協議の場」の法定化
2. 分権改革の税財政面での具体的方策
提言3 地方税の充実強化による不交付団体人口の大幅増
提言4 「地方交付税」を「地方共有税」に ～法定率を見直し、特別会計に直入、特例加算・特別会計借入を廃止
提言5 税源移譲に対応し、国庫補助負担金の総件数を半減（一般財源化）して約200とし、地方の改革案を実現
提言6 国と地方の関係の総点検による財政再建
提言7 財政再建団体基準の透明化、首長・議会責任の強化、住民負担の導入

国と地方の協議の場（概要）

- 平成16年8月、地方六団体は、政府に対して「国庫補助負担金等に関する改革案」を提示※し、その前提として地方の意見が確実に反映されることを担保するため、**国と地方の協議機関を設置**することを求めた。

⇒14回開催（H16.9.14～H17.12.1）

※ 平成16年6月、政府が「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」を閣議決定し、「三位一体の改革」に関連して、地方公共団体に対して国庫補助負担金改革の具体案を取りまとめるよう要請したことに対する対応。

- 平成21年9月、地方六団体は「**国民生活の向上と安心を目指した国と地方の協議の早期開始**」を要請した。

- 平成21年10月、地方分権改革推進委員会は、「第3次勧告」において、**国と地方の協議の場の法制化を勧告**した。

- 平成21年11月、国と地方の協議の場の法制化に先立ち、**実質的な協議の場として「国と地方の協議」を開催**。

⇒6回開催（H21.11.16～H22.12.16）

- 平成23年4月、地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画及び立案並びに実施について、国と地方が協議を行う「国と地方の協議の場」について定める**「国と地方の協議の場に関する法律」が成立**。

実績

「国と地方の協議の場」の開催

- ・ 平成23年度… 3回 +臨時会合5回 +分科会（社会保障・税一体改革）4回
- ・ 平成24年度… 3回 +臨時会合1回
- ・ 平成25年度… 3回
- ）
- 令和元年度…… 年3回 （R2.1月末時点）

- 平成23年11月、社会保障・税一体改革について、国と地方の協議の場における協議に資するために必要な調査・検討を行うことを目的に「**社会保障・税一体改革分科会**」が設置される。

⇒4回開催（H23.11.17～H23.12.26）

国と地方の協議の場（類似の協議体の事例）

総務大臣・地方六団体会合（平成16年度～）

開催日	協議事項
H29.12.14	平成30年度予算・税制について
H30.4.23	当面の重要課題について
H30.12.17	平成31年度地財対策等について

（29回開催）

- ・地方財政対策、地方財政計画の策定に当たり、地方公共団体の意見を反映させるため設置
- ・総務大臣と地方六団体の各会長が出席

国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議（平成22年度～）

開催日	協議事項
H26.8.8	国民健康保険制度の見直しについて（中間整理（案））
H27.2.12	国民健康保険制度の見直しについて
H28.12.17	国民健康保険制度の見直しについて

（6回開催）

- ・協議事項
 - ① 国民健康保険の財政上の構造問題の分析とその解決に向けた方策
 - ② 国民健康保険の運営に関する業務に係る都道府県と市町村の役割分担のあり方
 - ③ その他、地方からの提案事項
- ・現構成員は厚生労働省（大臣、副大臣、政務官）、全国知事会（栃木県知事）、全国市長会（高知市長）及び全国町村会（新潟県聖籠町長）

まち・ひと・しごと創生担当大臣と地方六団体の意見交換会（平成26年度～）

開催日	協議事項
H30.11.28	・まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂について ・平成31年度予算概算要求及び税制改正要望について
R1.5.16	・「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」の策定について ・地方分権一括法案等について
R1.11.18	・第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」について ・令和2年度予算概算要求及び税制改正要望について

（12回開催）

- ・平成26年9月に「まち・ひと・しごと創生本部」が発足したことに伴い設置
- ・まち・ひと・しごと創生担当大臣と地方六団体の各会長が出席

地域医療確保に関する国と地方の協議の場（令和元年度～）

開催日	協議事項
R1.10.4	・地域医療構想について
R1.11.12	・地域医療構想に関する地方との意見交換について ・民間病院データについて ・医師偏在対策について ・厚生労働省及び総務省の財政支援策および概算要求の内容について
R1.12.24	・地域医療確保に係る令和2年度予算及び地方財政措置について ・地方に対する再検証要請について

（3回開催）

- ・構成員は厚生労働省（副大臣）、総務省（副大臣）、全国知事会（鳥取県知事）、全国市長会（福島県相馬市長）及び全国町村会（山口県周防大島町長）

提案募集方式の主な成果① 農地転用許可に係る権限移譲等（H28～）

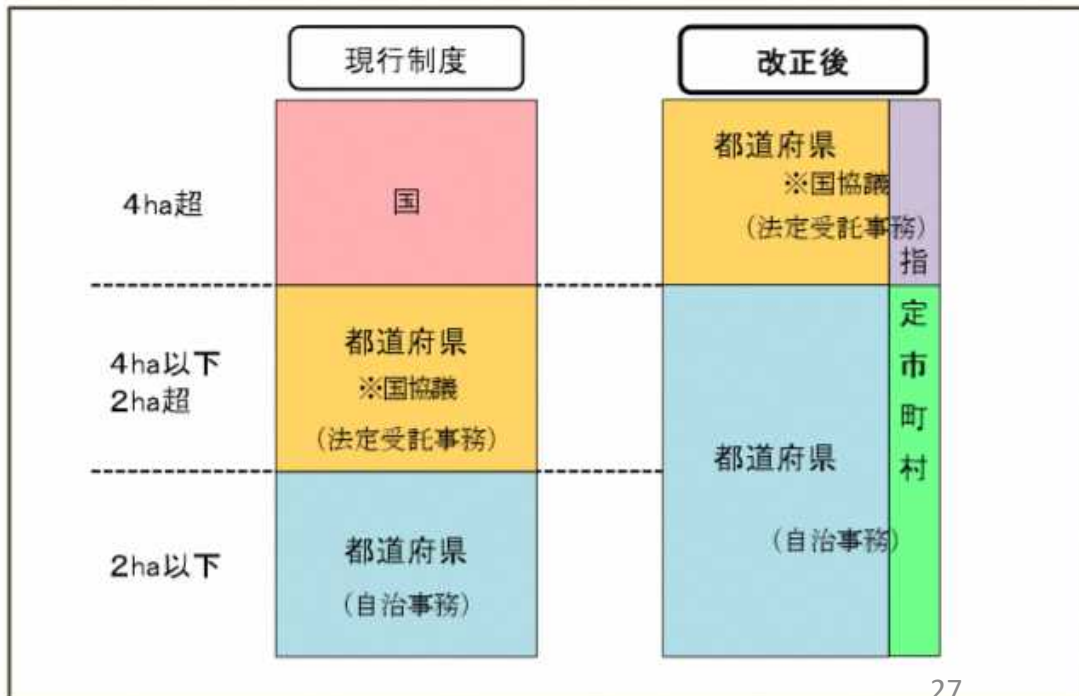
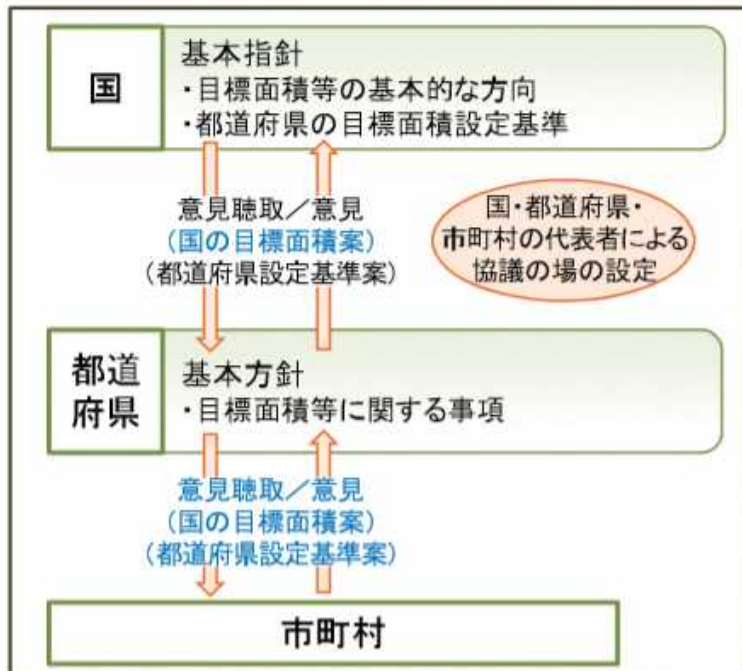
農地転用許可に係る権限移譲等について（概要）

農地の総量確保のための仕組みの充実

- 国と地方が政策目標を共有し、相互に協力して実効性のある目標管理の仕組みを構築
 - ・地域における農地の実情を反映(市町村の参画) → 市町村の意見聴取手続きの創設 など
- 上記のほか、「対応方針」(平成27年1月30日閣議決定)において、国と地方の十分な議論を担保するため、国・都道府県・市町村の協議の場を設定することなどを盛り込み

農地転用許可の権限移譲等

- 農地転用許可に係る事務・権限は、農地を確保しつつ、地域の実情に応じた主体的な土地利用を行う観点から、地方に移譲等
 - ・2～4haの農地転用に係る国協議は廃止
 - ・4ha超の農地転用に係る事務・権限は、国との協議を付した上で、都道府県(下記の指定市町村にあつては、当該指定市町村)に移譲
 - ・農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村に都道府県と同様の権限を移譲
- 上記のほか、「対応方針」において、権限移譲に当たり、事例集の作成など制度の適正な運用に資する支援を行うことなどを盛り込み



[青字は、今回の改正内容を記載]

提案募集方式の主な成果②－1 地方版ハローワークの創設等（H28～）

地方版ハローワークの創設（職業安定法）

- ◇ 地方公共団体が**民間事業者とは明確に異なる公的な立場**で無料職業紹介を実施
 - ⇒ 法律上、地方公共団体が行う無料職業紹介を**独立した章に位置づけ**
 - ⇒ 地方公共団体が無料職業紹介を行う際の**国への届出を廃止**
 - ⇒ 民間事業者と同列に課されている**規制※（職業紹介責任者の選任等）や監督（事業停止命令等）を廃止**

※利用者保護の観点から、名義貸しをして他人に無料職業紹介事業を行わせることは引き続き禁止

（改正前）

	国の許可	国の規制・監督
国 （ハローワーク）	—	—
無料職業紹介事業者 （地方公共団体含む）	○ （地方は届出）	○

（改正後）

	国の許可	国の規制・監督
国 （ハローワーク）	—	—
地方公共団体 （地方版ハローワーク）	—※	×
無料職業紹介事業者	○	○

※国に通知（事後で可。地方版ハローワークの設置状況の把握や国による支援のため）

- ◇ 無料職業紹介を行う地方公共団体に対し、**国のハローワークの求人情報及び求職情報をオンラインで提供**

地方公共団体が国のハローワークを活用する枠組み（雇用対策法）

- ◇ 国と地方公共団体は、雇用に関する施策について、**協定の締結**や同一施設における**一体的な実施**などにより連携
- ◇ 労働者の職業の安定に関する必要な措置の実施について、**地方公共団体の長から厚生労働大臣に要請**が可能

自治体の施策と一体となった職業紹介により、求職者・求人者の利便性が向上

～地方版ハローワーク(地方公共団体が自ら実施する無料職業紹介)の創設～

平成27年

提案によって実現した制度改革等

鳥取県、香川県等

- 従来は、地方公共団体のサービス(各種住民相談、企業誘致・支援等)と国のサービス(職業紹介)を別々に実施してきた。
- 平成27年に提案が行われ、関係府省との調整の結果、地方公共団体が自ら無料職業紹介を行う仕組みや、(地方版ハローワークの設置)、国のハローワークを活用する仕組み(協定の締結による雇用施策の連携や要請による国の雇用対策への関与)が整備された。

制度改革等を活かした自治体の取組と成果

- 鳥取県では、鳥取・倉吉・米子・境港・東京・関西の県内外計6箇所に、県立ハローワークを設置(平成29年7月～平成30年6月)。平成30年7月末までに、県立ハローワークには32,935件の相談があり1,381人の就職を実現。
- 香川県では、JR高松駅前に県立ハローワークを開設(平成29年4月)。開設8か月で、県立ハローワークには981件の相談があり、60人の就職を実現。
- 求職者に寄り添った取組により、求職者からは「あきらめずに相談して本当に良かった」、「平日に働いているので、土曜日に利用出来て良い」、求人者からは、「企業が求める人材にかなう方に絞って紹介してくれるので助かる」といった評価が寄せられている。

自治体が行う無料職業紹介事業所数



職業紹介を行う自治体数



(平成29年11月末日現在)

	地方版ハローワーク	国ハローワーク
都道府県	259箇所 (45都道府県)	—
市区町村	449箇所 (292市区町村等)	—
合計	708箇所(337自治体)	544箇所(出張所等含む)

【経過】

- 地方の発意に根差した地方分権改革の手法として、土地利用対策や子育て支援の充実といった様々な課題に対応。また、一律の制度運用やこれまでの制度所管省庁の考え方では達成されない、地方の実情に合わない細かな運用改善にも対応。
- 一方、制度開始時は、「従うべき基準」の見直しや地域公共交通など、制度を俯瞰した視点から見直しを求める提案が多かったが、近年、制度の一部分の改善を求める提案に傾向が変化。

【制度的課題】

- 権限移譲に関する提案や、新技術導入等にあたって支障となることが想定される規制の見直し提案など、個別具体的な支障事例の立証が難しく、現行方式では制度見直しの対応が困難。
- 放課後児童クラブの人員基準に係る「従うべき基準」の見直しを求める提案が、提案から2年以上経過してようやく実現するなど、提案の実現には多大な時間と労力が必要。
※これまでに多くの「従うべき基準」の見直しを求める提案がなされたものの、提案が実現した例はごく少数。
- 抜本的な制度見直しや、国と地方の役割分担の見直しを踏まえた以下のような課題に関する議論が、検討の範疇となっていない。
 - ・分権型社会を見据えた地方税財政制度の構築
 - ・「従うべき基準」の撤廃や条例による自治立法権の拡充・強化
 - ・国と地方の意見調整など、立法プロセスに地方の意見を反映する仕組みづくり 等

⑤自治立法の実践

条例による国基準の変更（例）

■政省令に代わる基準、又は上回る基準を条例で決めることができる旨、法律で規定している例

法令	内容
動物の愛護及び管理に関する法律	<p>条例による基準の置き換え</p> <ul style="list-style-type: none"> ペットショップ等、営利を目的として動物を取り扱う者（第一種動物取扱業者）が行うべき動物管理の方法等の基準は、環境省令で定められている。 都道府県等は、自然的、社会的条件から判断して必要があると認めるときは、条例で別途基準を定めることができる。 →逃げ出して野生化することで在来種への危害や農業被害が懸念される動物（特定移入動物）について、都道府県が独自指定し、事業者に管理を求める 等
大規模小売店舗立地法	<p>条例による基準の緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> デパート、ショッピングセンター等の大規模小売店舗に当たるかの基準（基準面積）は、政令で定められている。 都道府県が、周囲の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがないと判断できる区域があるときは、条例で国の基準を超える基準面積を定めることができる。 →都市再開発が計画的に行われ、周辺的生活環境に悪影響を及ぼすおそれがないことから、基準面積を、1000㎡（政令による基準）から1200㎡とし、届出対象を緩和 等
都市計画法	<p>条例による基準の緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画法では、市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域とされている。 都道府県は、市街化を促進するおそれがないと認めるときは、条例で、区域、用途等を指定し、市街化調整区域内における開発行為を許可することができる。 →移住定住の促進、地域コミュニティの維持等を図るため、条例で区域を指定し、宅地開発を許可 等
水質汚濁防止法	<p>条例による基準の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 川、湖、水路など公共用水域への特定工場からの廃水（排水）の排出基準は、環境省令で定められている。 都道府県が、国基準では住民の健康保護等が十分図れないと認める区域については、条例で国基準より厳しい排水基準を定めることができる。 →排水のカドミウム含有許容限度（0.03mgCd/L）について、「検出されないこと」とより厳格に条例で規定 等

広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例

（平成10年10月1日施行）

背景

- ・ 放置艇の社会問題化
係留場所の私物化・私権化（⇒係留をめぐる漁船とのトラブル）、船舶航行の障害、高潮や洪水災害の助長、河川の流水障害、艇の流出、沈廃船化による水質汚濁、景観の悪化
- ・ 平成8年の実態調査で、県内に約1万9,000隻ものプレジャーボートが確認
⇒ 全国の約1割が広島県に存在。しかも大半（1万7,066隻）が放置艇。
- ・ プレジャーボート利用に係る公共水面の秩序形成や地域の環境保全の問題について、公共水面は本来自由使用との観点から、当時の法令等では問題解決が困難。

条例の内容と効果

- ・ 所有者・県・事業者の社会的責務の明確化
- ・ 届出制度
（のち、小型船舶の登録等に関する法律が同趣旨の規定を設けたため、H21に制度廃止）
- ・ 重点放置禁止区域の指定と強制移動
（現在は、港湾法及び漁港漁場整備法が同趣旨の規定を設けたため一般海域を対象に運用）
- ・ 暫定係留区域の指定

本格的なプレジャーボート対策条例としては
全国で初の制定例

係留規制

両輪とする
放置艇対策を推進

係留施設整備

県内放置艇数 H8年度 17,066隻 → H30年度 約10,687隻



福山港内港地区 ボートパーク福山(H26)





長野県登山安全条例 (平成27年12月17日公布・施行※1)

未定稿

背景 (H26検討時)

- ・ 県内の山岳遭難件数が毎年**過去最多を更新**
- ・ 御嶽山噴火災害時に**多数の行方不明者が発生**
- ・ **登山計画の未提出**や準備の未熟な登山者の増加
- ・ 登山者に対する**法律の規制がない** ※2

条例の内容 (一部抜粋)

登山者の義務を規定 (罰則規定なし)

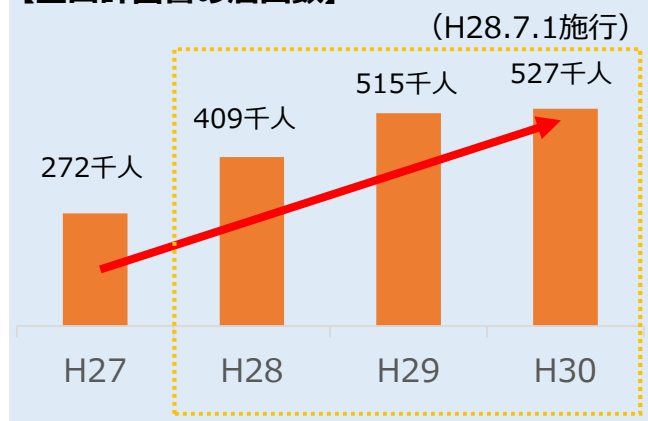
- ・ 「登山計画書」の作成・届出
里山を除く県内広範囲の山岳において届出を義務化
(全国初)
- ・ 県が定める「登山安全ガイドライン」の遵守
- ・ 山岳保険への加入 (努力義務)

【参考：他県の登山届条例の例】

- ・ 富山県 (S41.3.26公布)
剣岳等の危険地区等における登山届等の義務付け
(違反者は五万円以下の罰金又は料料)
- ・ 他に岐阜県、群馬県、静岡県 等



【登山計画書の届出数】



【登山計画書の届出数】約2倍に増加
272千人 (H27) → 527千人 (H30)

- ・ 登山者の周到な準備
- ・ 遭難した際の迅速な捜索活動に寄与

※1 登山計画書の提出義務付けは平成28年7月1日施行

※2 改正活動火山対策特別措置法 (平成27年12月10日施行) : 火山に登山する際の情報収集、登山届の提出等を努力義務化

鳥取県手話言語条例 (平成25年10月11日公布・施行)



県議会閉会后、
議会傍聴席にて

平成25年9月定例県議会では、手話の言語性、手話通訳者の確保・養成、県民への普及啓発の方法など様々な観点から連日議論。

⇒ **議論を通じて、県民の手話言語条例に対する理解と注目が高まった。**

平成25年10月8日、「鳥取県手話言語条例」が全会一致で可決・成立。

⇒ **手話を言語として正面から認めた条例は全国初**

⇒ **条例制定の波は全国へ**

全国287自治体で条例制定(令和元年11月28日現在)

◆ 国に「手話言語法」の制定を求める意見書は、平成28年3月3日、**全ての都道府県議会・市区町村議会で採択**。(採択率100%達成)

◆ 平成28年7月21日に「**手話を広める知事の会**」を設立

設立当時33道府県 ⇒ 平成29年10月13日に**47都道府県の加盟を達成!**

【目的】 ○手話言語法の制定を国に要請 ○手話を使いやすい社会環境を全国に拡大

◆ 令和元年度の総会は10月15日に東京都内で開催

☆台風19号の被災地への手話通訳者等の派遣についての緊急提案を決議。

総会と同日、徳島県、鳥取県の聴覚障がい者関係団体による「災害時の手話通訳者・要約筆記者の相互派遣」に関する協定を締結!



県レベル団体間での応援協定締結は全国初!